

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（※和歌山市を除く県内全域）

（令和5年3月14日以降認定申請受付分より）

認定申請手数料の考え方（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項、第34条第3項、第36条第1項）

- 認定申請に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第34条第3項各号に掲げる事項を記載していない場合
 - 認定申請のみ

【1.認定申請手数料】のみの金額となります。
 - 認定申請と同時に、法第35条第2項の申し出を行う場合

【1.認定申請手数料】に、【2.確認手数料】を合計した金額となります。
 - 計画変更認定申請の場合

変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加える）に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額となります。
- 認定申請に法第34条第3項各号に掲げる事項を記載している場合（複数棟での認定）
 - 認定申請のみ

法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）の数が1につき、申請の内容に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額となります。
 - 認定申請と同時に、法第35条第2項の申し出を行う場合

申請建築物につき、申請の内容に応じて【1.認定申請手数料】と【2.確認手数料】に定める金額を合計した金額と、他の建築物の数が1につき、申請の内容に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額を合計した金額となります。
 - 計画変更認定申請の場合

申請建築物及び他の建築物の数が1につき、変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加える）に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額となります。

【1.認定申請手数料】

認定単位により「表1」から「表3」を組み合わせて、認定手数料を算出します。

- 一戸建ての住宅の場合 : 「表1」
- 共同住宅等の場合 : 「表2」
- 非住宅建築物の場合 : 「表3」
- 複合建築物の場合
 - 住宅部分のみ : 「表2」
 - 非住宅部分のみ : 「表3」
 - 建築物全体 : 「表2」 + 「表3」

「表1」一戸建て住宅

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手数料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	$A < 200$	5,000円	35,000円
	$200 \leq A$	5,000円	39,000円
誘導仕様基準の評価の方法	$A < 200$	5,000円	18,000円
	$200 \leq A$	5,000円	19,000円

- 備考：1 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。
- 2 「誘導仕様基準の評価の方法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準による方法をいう。

「表2」共同住宅等・複合建築物（住宅部分）

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手数料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
誘導仕様基準の評価の方法以外の方法	$A < 300$	10,000円	70,000円
	$300 \leq A < 2,000$	21,000円	118,000円
	$2,000 \leq A < 5,000$	46,000円	200,000円
	$5,000 \leq A < 10,000$	82,000円	287,000円
	$10,000 \leq A < 25,000$	132,000円	565,000円
	$25,000 \leq A < 50,000$	200,000円	999,000円
	$50,000 \leq A$	303,000円	1,837,000円
誘導仕様基準の評価の方法	$A < 300$	10,000円	34,000円
	$300 \leq A < 2,000$	21,000円	58,000円
	$2,000 \leq A < 5,000$	46,000円	105,000円
	$5,000 \leq A < 10,000$	82,000円	159,000円
	$10,000 \leq A < 25,000$	132,000円	292,000円
	$25,000 \leq A < 50,000$	200,000円	495,000円
	$50,000 \leq A$	303,000円	867,000円

備考：「表1」の備考欄に同じ。

「表3」非住宅建築物・複合建築物（非住宅部分）

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
モデル 建物法 以外の 方法	$A < 300$	10,000 円	232,000 円
	$300 \leq A < 1,000$	17,000 円	295,000 円
	$1,000 \leq A < 2,000$	27,000 円	376,000 円
	$2,000 \leq A < 5,000$	82,000 円	536,000 円
	$5,000 \leq A < 10,000$	130,000 円	661,000 円
	$10,000 \leq A < 25,000$	164,000 円	781,000 円
	$25,000 \leq A < 50,000$	205,000 円	891,000 円
	$50,000 \leq A$	287,000 円	1,111,000 円
モデル 建物法	$A < 300$	10,000 円	89,000 円
	$300 \leq A < 1,000$	17,000 円	115,000 円
	$1,000 \leq A < 2,000$	27,000 円	149,000 円
	$2,000 \leq A < 5,000$	82,000 円	241,000 円
	$5,000 \leq A < 10,000$	130,000 円	315,000 円
	$10,000 \leq A < 25,000$	164,000 円	378,000 円
	$25,000 \leq A < 50,000$	205,000 円	444,000 円
	$50,000 \leq A$	287,000 円	575,000 円

- 備考：1 「モデル建物法」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による方法をいう。
 2 「適合証」とは、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることを証する書面をいう。

【2.確認手数料】

床面積 A (㎡)	手数料（構造計算あり）	手数料（構造計算なし）
$A \leq 30$	16,000 円	10,000 円
$30 < A \leq 100$	24,000 円	14,000 円
$100 < A \leq 200$	36,000 円	19,000 円
$200 < A \leq 500$	54,000 円	26,000 円
$500 < A \leq 1,000$	91,000 円	
$1,000 < A \leq 2,000$	140,000 円	
$2,000 < A \leq 5,000$	220,000 円	
$5,000 < A \leq 10,000$	260,000 円	
$10,000 < A \leq 50,000$	390,000 円	
$50,000 < A$	660,000 円	